循環資源利用促進設備整備費補助金交付要綱

（通則）

第１条　循環資源利用促進設備整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　補助金は、北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第１２４号）第18条の規定に基づき、産業廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルに係る設備（建築物に該当する設備を含む）の整備に要する経費の一部を補助することにより、道内の産業廃棄物の排出抑制、減量化及び再生利用の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 産業廃棄物　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第２条第４項に規定する産業廃棄物をいう。

(2) 排出抑制　産業廃棄物の排出抑制に資する行為をいう。

(3) 減量化　産業廃棄物の減量化に資する行為をいう。

(4) リサイクル　産業廃棄物のうち有用なものの再資源化又は製品化に資する行為をいう。

（補助対象）

第４条　補助事業者、補助事業、補助率、補助対象経費及び上限額は、別表に定める。他の補助制度との併用は認めない。

（事業計画書の提出）

第５条　補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、循環資源利用促進設備整備費補助金事業計画書（別記第１号様式）を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

２　事業計画書は、事業期間が２年に渡る事業について、一括して提出できるものとする。ただし、事業に着手する年度に提出しなければならない。

（事業の採択）

第６条　知事は、事業計画書の提出があったときは、当該提出に係る書類等の評価を行い、補助金を交付する事業を採択し、申請者に通知するものとする。

２　知事は、前項の評価に当たっては、有識者等の意見を聞くものとする。

３　知事は、必要に応じ、前項の通知に条件を付すことができる。

（事業計画書の取り下げ）

第７条　前条第１項の規定による通知を受けた者が、採択の内容又は前条第３項の規定により付された条件に不服があるときは、その決定の日から起算して10日以内に文書により事業計画書の取り下げを申し出ることができる。

２　知事は、前項の規定による取り下げの申し出があったときは、当該事業に係る採択を取り消し、その旨を取り下げを申し出た者に通知するものとする。

（補助金の交付の申請）

第８条　第６条第１項の規定による通知を受けた申請者が補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を別に定める日までに知事に提出するものとする。

(1) 補助金等交付申請書　環生第１号様式（昭和49年北海道告示第807号による告示様式。以下環生様式について同じ。）

(2) 事業計画書　環生第６号様式（補助対象経費に建築物整備費を含む場合は、当該建築物について環生第８号様式を併せて提出する。）

(3) 補助金等交付申請額算出調書　環生第14号様式

(4) 経費の配分調書　環生第18号様式

(5) 事業予算書　環生第20号様式

(6) 資金収支計画書　環生第32号様式

２　交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

（補助金の交付の決定）

第９条　知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、適当と認めたときは補助金の交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

（補助事業の実施）

第10条　補助事業の着手日は、補助金の交付の対象となる全部又は一部の事業に着手した日とし、当該着手日は、交付決定年月日以降であるものとする。ただし、やむを得ない事由により交付決定年月日より前に事業に着手する必要があるときには、別記様式第２号様式による交付決定前着手届出書を知事に提出しなければならない。

２　前項の規定は、第５条第２項に基づき事業計画書を提出した場合であって、２年目の事業についても適用する。

（補助金の交付の条件）

第11条　第９条の規定による交付の決定に際しては、次の条件のほか、第12条及び第13条第２項の条件を付すものとする。

(1) 北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、循環資源利用促進設備整備費補助金交付要綱（令和４年３月25日付け循環第3632号環境生活部長決定）及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、補助事業等変更承認申請書（環生第21号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の総額の10パーセント以内の増減については、この限りでない。

(3) 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業等中止（廃止）承認申請書（環生第23号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、補助事業等執行遅延（不能）報告書(環生第24号様式)により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 財産の管理及び処分の制限については、次に掲げるとおりとする。

ア　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的運営を図らなければならない。

イ　補助事業者は、取得財産等で、１件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具、不動産等については、補助事業等の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過することになるまでの期間（当該耐用年数が10年を超える場合は、当該補助事業等の完了の年の翌年から起算して10年間）は、あらかじめ知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りではない。

ウ　補助事業者は、イの申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。

エ　ウに定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることができるものとする。

(6) 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産等がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。

(7) 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。

(8) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。

(9) (8)の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命ずる。

(10) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。

(11) 消費税等について第８条第２項のただし書により、補助金の交付申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものとした場合は、次に掲げるとおりとする。

ア　補助事業者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ　補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第３号様式により、その金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

　また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年６月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告

し、当該金額を返還しなければならない。

(12) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずる。

(13) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。

ア　この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

イ　虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

ウ　補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

エ　取得財産等を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。

オ　アからエまでに掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

(14) (13)の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。

(15) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

(16) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

(17) (7)の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

（工事完成届）

第12条　補助事業者は、補助対象経費に建築物を含む場合で補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに補助事業等に係る工事完成届（環生第27号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条　補助事業者は、補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 補助事業等実績報告書　環生第28号様式

(2) 事業実績書　環生第６号様式（補助対象経費に建築物整備費を含む場合は、当該建築物について環生第８号様式を併せて提出する。）

(3) 補助金等精算書　環生第29号様式

(4) 事業精算書　環生第31号様式

２　実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の４月10日までのうち、いずれか早い日までに行わなければならない。ただし、交付決定の時点で既に補助事業が完了しているときは、当該交付決定の日から30日以内に行わなければならない。

（補助金の額の確定と交付）

第14条　知事は、補助事業等実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

２ 補助金は、補助金の額を確定した後、交付するものとする。

（経過報告）

第15条　補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から５年間、毎年度終了の日から20日以内に、補助事業に係る当該年度の産業廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルの状況について、事業経過報告書（別記第４号様式）により、知事に報告しなければならない。

２　知事は、必要に応じて、補助事業者に、前項に規定する報告に関する資料の提出を求め、又は現地調査をすることができる。

（その他）

第16条　本要綱に関しその他必要な事項は、知事が別途定める。

附　則

この要綱は、平成19年４月３日から施行する。
この要綱は、平成19年７月９日から施行する。
この要綱は、平成23年４月１日から施行する。
この要綱は、平成25年４月１日から施行する。
この要綱は、平成26年４月１日から施行する。
この要綱は、平成28年４月１日から施行する。
この要綱は、平成29年４月３日から施行する。
この要綱は、平成31年４月１日から施行する。
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

補助事業者	補助事業	補助率	補助対象経費	上限額
道内の事業所（設置予定を含む）で産業廃棄物を排出又は処理する事業者（個人又は法人）	①自ら排出する産業廃棄物の排出抑制・減量化、リサイクルに係る設備の整備 ②他者が排出する産業廃棄物のリサイクルに係る設備の整備	補助対象経費の１／２以内（汚泥、廃プラスチック類、建設混合廃棄物又は廃石膏ボードのリサイクルに係る設備の整備にあっては、補助対象経費の２／３以内）	①設備整備費（建築物に該当する設備を含む） ②委託費 ③その他経費のうち知事が必要かつ適当と認めるもの	①産業廃棄物の排出抑制・減量化に係る設備整備　５千万円 ②産業廃棄物のリサイクルに係る設備整備　１億円 （通算限度額は一事業者につき５億円） （補助額は、千円未満切り捨て）